

令和元年12月25日
 農林水産部食品・流通課

湯沢町産野生きのこの放射性物質の検査結果について

(12月25日検査分)

湯沢町で採取された野生きのこについて検査したところ、食品衛生法の規格基準値を超える放射性セシウムが検出されました。

湯沢町産野生きのこ（野生ナラタケを除く）については、現在、県が出荷及び食用の自粛を要請しており、販売・流通していません。

県は、市町村、JA等の関係機関に対し、改めて、湯沢町産野生きのこの出荷及び食用の自粛を要請しました。

県では、県内全域の野生きのこについて、引き続き検査を実施し、その結果を公表してまいります。

【調査概要】

湯沢町を5地区（三国、湯沢、神立、土樽、三俣）に区分し、食用に供される野生きのこを検査

（検査機関：（一社）県央研究所、（一財）新潟県環境衛生研究所）（単位：ベクレル/kg）

| | 品目 | 産地 | 放射性セシウム | | | 放射性ヨウ素 |
|----|----------|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | | セシウム134 | セシウム137 | 計 | ヨウ素131 |
| 1 | チャナメツムタケ | 湯沢町 三国 | 4.2 | 111 | 120 | 検出されず (2.0未満) |
| 2 | クリタケ | 湯沢町 湯沢 | 検出されず (3.8未満) | 15 | 15 | 検出されず (3.3未満) |
| 3 | クリタケ | 湯沢町 神立 | 検出されず (3.9未満) | 3.7 | 3.7 | 検出されず (2.9未満) |
| 4 | ナメコ | 湯沢町 神立 | 検出されず (2.7未満) | 検出されず (3.5未満) | 検出されず (6.2未満) | 検出されず (2.9未満) |
| 5 | ナメコ | 湯沢町 神立 | 検出されず (2.6未満) | 検出されず (3.1未満) | 検出されず (5.7未満) | 検出されず (2.2未満) |
| 6 | ナメコ | 湯沢町 神立 | 検出されず (4.3未満) | 7.8 | 7.8 | 検出されず (3.3未満) |
| 7 | ナメコ | 湯沢町 神立 | 検出されず (4.3未満) | 15 | 15 | 検出されず (3.2未満) |
| 8 | ナメコ | 湯沢町 神立 | 検出されず (4.2未満) | 12 | 12 | 検出されず (3.1未満) |
| 9 | ナメコ | 湯沢町 神立 | 検出されず (4.0未満) | 検出されず (3.7未満) | 検出されず (7.7未満) | 検出されず (3.5未満) |
| 10 | ナメコ | 湯沢町 神立 | 検出されず (3.8未満) | 検出されず (4.4未満) | 検出されず (8.2未満) | 検出されず (3.4未満) |
| 11 | クリタケ | 湯沢町 土樽 | 検出されず (4.0未満) | 検出されず (3.5未満) | 検出されず (7.5未満) | 検出されず (3.2未満) |
| 12 | ナメコ | 湯沢町 土樽 | 検出されず (4.2未満) | 21 | 21 | 検出されず (3.8未満) |
| 13 | ナメコ | 湯沢町 土樽 | 検出されず (2.9未満) | 検出されず (4.0未満) | 検出されず (6.9未満) | 検出されず (3.1未満) |
| 14 | ナメコ | 湯沢町 土樽 | 検出されず (2.3未満) | 8.4 | 8.4 | 検出されず (1.8未満) |
| 15 | ナメコ | 湯沢町 土樽 | 検出されず (2.5未満) | 8.1 | 8.1 | 検出されず (2.1未満) |
| 16 | ナメコ | 湯沢町 土樽 | 検出されず (2.6未満) | 18 | 18 | 検出されず (2.1未満) |
| 17 | ナメコ | 湯沢町 土樽 | 検出されず (2.7未満) | 15 | 15 | 検出されず (2.2未満) |
| 18 | ナメコ | 湯沢町 土樽 | 検出されず (2.4未満) | 4.4 | 4.4 | 検出されず (2.1未満) |
| 19 | ナメコ | 湯沢町 土樽 | 検出されず (2.6未満) | 6.4 | 6.4 | 検出されず (2.3未満) |
| 20 | ナメコ | 湯沢町 土樽 | 検出されず (2.9未満) | 検出されず (2.6未満) | 検出されず (5.5未満) | 検出されず (2.3未満) |

(単位：ベクレル/kg)

| | 品目 | 産地 | 放射性セシウム | | | 放射性ヨウ素 |
|------------------|------|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | | セシウム134 | セシウム137 | 計 | ヨウ素131 |
| 21 | ナメコ | 湯沢町 土樽 | 検出されず (2.3未満) | 17 | 17 | 検出されず (2.7未満) |
| 22 | クリタケ | 湯沢町 三俣 | 検出されず (3.6未満) | 検出されず (4.0未満) | 検出されず (7.6未満) | 検出されず (3.5未満) |
| 23 | ナメコ | 湯沢町 三俣 | 検出されず (2.4未満) | 24 | 24 | 検出されず (2.1未満) |
| 24 | ナメコ | 湯沢町 三俣 | 検出されず (2.9未満) | 11 | 11 | 検出されず (2.6未満) |
| 食品衛生法の規格基準（一般食品） | | | | | 100 | 基準なし |

注1 カッコ内の数値（「○未満」の○）は、検出限界値※です。
表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が○ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

なお、県では、県民の皆さんが持ち込む食材の放射性物質検査を実施していますので、必要な方はご利用ください。

持ち込み食材の放射性物質検査に係る県ホームページアドレス

(新潟県庁ホームページのトップから、「持ち込み食材」で検索)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/1332968497612.html>

| |
|---|
| < この記載事項に関する問い合わせ先 > 農林水産部食品・流通課 電話 025-280-5303 内線 2940 |
| < 野生きのこの生態等に関する問い合わせ先 > 農林水産部林政課 電話 025-280-5819 内線 3012 |
| < 持ち込み食材に関する問い合わせ先 > 県民生活・環境部県民生活課 電話 025-280-5135 内線 2480 |